

農業経営を支援

農業関連補助事業

農業の経営安定や生産力増強を目的に、各種補助事業を活用することができます。

「輝け！ちばの園芸」

次世代産地整備支援事業

パイプハウスなどの施設整備、省力化機械や環境モニタリング装置の導入などに要する費用の一部を補助します。

対象／認定農業者、3戸以上の農業者で組織する団体など

補助率／●認定農業者…4分の1以内または3分の1以内

●団体…3分の1以内

※令和7年度に計画している人は、6月28日(金)までに相談してください。

新規就農者育成総合対策事業

令和4年4月以降に独立・自営就農し、就農時に45歳未満の認定新規就農者に、機械の購入費などの一部を補助します。

①経営発展支援事業

補助率／融資を活用して購入した機械や施設などの費用の4分の3以内で750万円まで
※②の受給者は375万円まで。

②経営開始資金

補助額／年間150万円(最長3年間)

新規就農者支援事業

経営に必要な機械や施設の取得費用、農地の賃借費用の一部を補助します。

対象／市内で農業経営する18歳以上50歳未満の認定新規就農者で、親族が市内で農業経営を行っていない人

補助率／●機械や施設…2分の1以内で50万円まで

●農地賃借…10a当たり2万円以内で20万円まで

親元就農チャレンジ支援金

親元で就農する人を支援します。

対象／次の全てに該当する人

●市内で農業を営む人の子または孫で、就農したときの年齢が18歳以上50歳未満

●平成31年1月以降に就農し、親などの税務申告書類で親元

での就農が確認できる

補助額／年間20万円(最長5年間)

転入者農業チャレンジ支援金

旭市に転入して農業を始めようとする50歳未満の人に、雇用就農期間中の家賃を補助します。補助額／1か月当たり5万円まで(最長3年間)

農業経営多角化支援事業

加工、流通、販売などでの新たな取り組みや、販売拡大を行う場合に必要となる機械や施設などの整備費を補助します。

対象／認定農業者、3戸以上の農業者で組織する団体など

補助率／2分の1以内で450万円まで

こだわり旭ブランド創出支援事業

商品開発やPR活動など、新たな旭ブランドの創出に向けた取り組みを支援します。

対象／3戸以上の農水産業者で組織する団体、農水産業を営む法人など

補助率／2分の1以内で50万円まで

申し込み・問い合わせ先

農水産課振興班

☎74・3671

結婚50周年おめでとうございます

「旭市合同金婚式」参加者募集

結婚50周年を迎えた夫婦を招き、合同金婚式を行います。

永きにわたり、共に助け合いながら明るく健全な家庭を築くとともに、地域の発展に貢献された金婚夫婦の皆さんを祝福します。

日時／10月29日(火)
午前10時30分～

場所／いいおかユートピアセンター

対象／市内在住で、昭和49年9月1日～昭和50年8月31日の期間に結婚(事実婚を含む)した夫婦

申込期限／8月30日(金)



お囃子で金婚夫婦の皆さんをお祝い

申し込み・問い合わせ先

旭市社会福祉協議会(☎57-5577)

社会福祉課社会班(☎62-5317)